

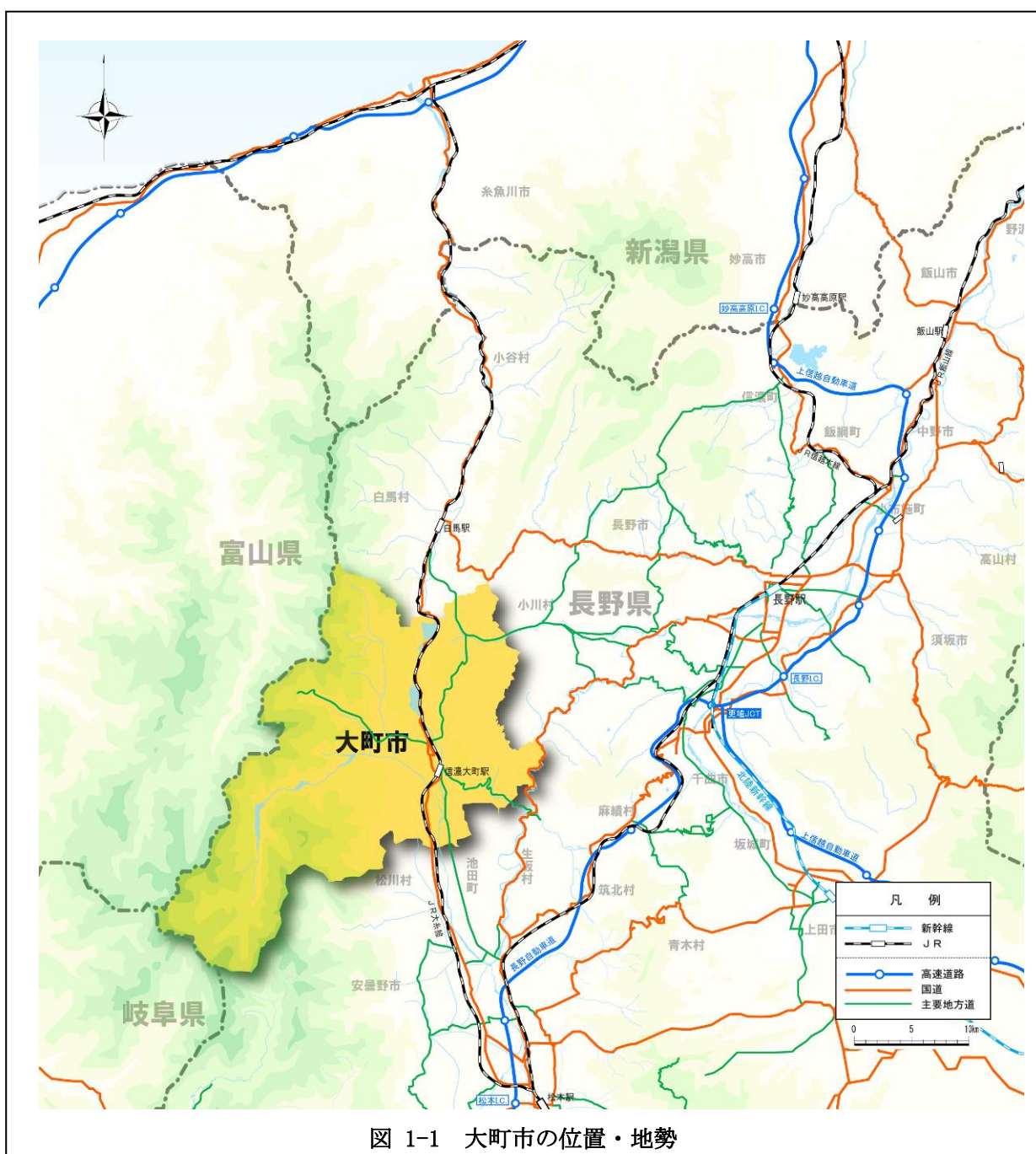
## 1章 大町市の概要

### 1. 大町市の位置・地勢

- 長野県の北西部、松本平の北に位置する大町市
- 北アルプスをはじめとする豊富な自然資源

本市は、長野県の北西部、松本平の北（東経 137 度、北緯 36 度）に位置し、その西部一帯に日本の屋根といわれる 3,000m 級の北アルプスの山々を連ねています。

また、北アルプスを源流とする高瀬川や仁科三湖など豊富な自然資源にも囲まれ、四季を通じて山岳観光都市としての地勢を備えています。



## 2. 歴史

- 塩の道・千国街道の交通の要衝「仁科の里」
- 街道沿いに残された歴史的町並み
- 平成 18 年 1 月に「八坂村」「美麻村」を編入合併

平安時代の後半、社地域を中心に伊勢神宮の荘園である「仁科御厨」が置かれ、豪族仁科氏が御厨司として支配を預かっていました。

鎌倉時代に入ると仁科氏は、定期的に「市」を開き、市街地の形成を進め、今も五日町、六日町、八日町などの町名がその名残を残しています。また、国宝仁科神明宮をはじめ多くの文化財も残しており、古くからこの地域は「仁科の里」と呼ばれています。

江戸時代、松本藩の支配下に入った大町は、松本と日本海を結ぶ「塩の道」の中間地点に位置し、交通要衝の地であったことから、日本海側との交流、物流などが盛んに行われていました。このため、街道沿いには、当時の歴史的建物が残されています。

昭和以降は、昭和 29 年 7 月に「大町」「平村」「常盤村」「社村」が合併し大町市としての市政が発足し、さらに、平成 18 年 1 月に「八坂村」「美麻村」を編入合併し、現在の大町市となりました。

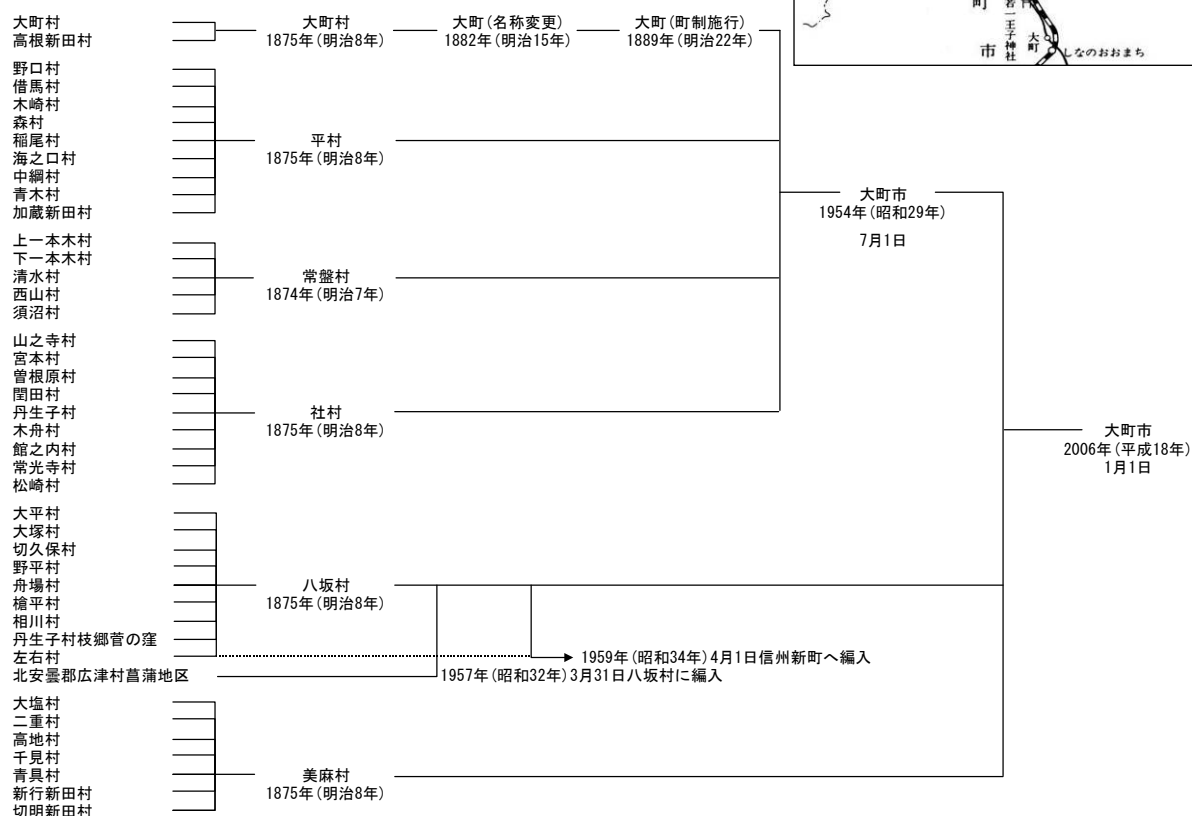
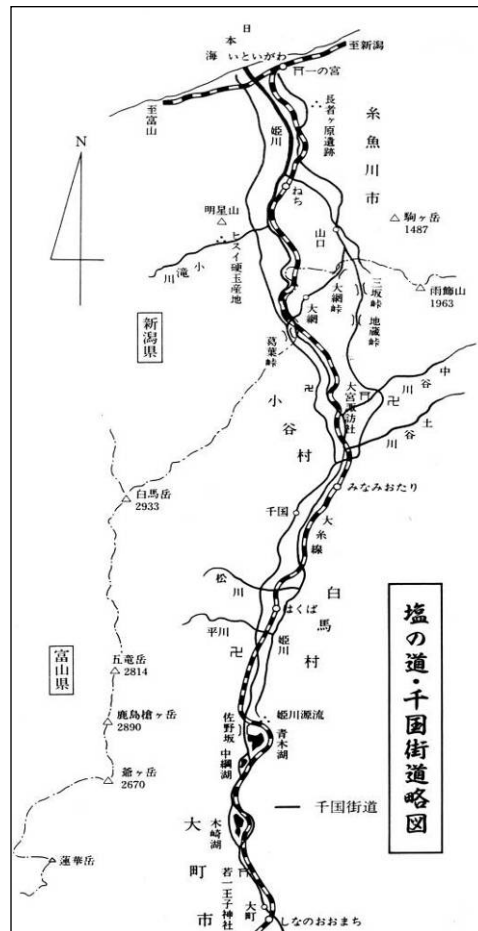


図 1-2 大町市の変遷



### 3. 地形・気象

■東西北を山々に囲まれ、南側に松本平が広がる

■毎年 50cm 前後の最深積雪

本市の西側に 3,000m 級の北アルプス、市街地東側には 1,000m 級の山々が連なり、山に囲まれた地形が特徴です。

市街地の標高は 700 メートル余りで、南北に広がり、南側に松本平が広がっています。

行政区域面積は、56,499ha で県内 5 番目、可住地面積\*は 15,365ha で県内 4 番目の広さですが、可住地面積の割合は 27.2% で県内 34 番目と低く、山々に囲まれた都市であるといえます。

気象は、気温差が大きく降水量が少ない内陸性気候で、冬季は偏西風の影響を受け、毎年 50cm 前後の最深積雪が記録されています。

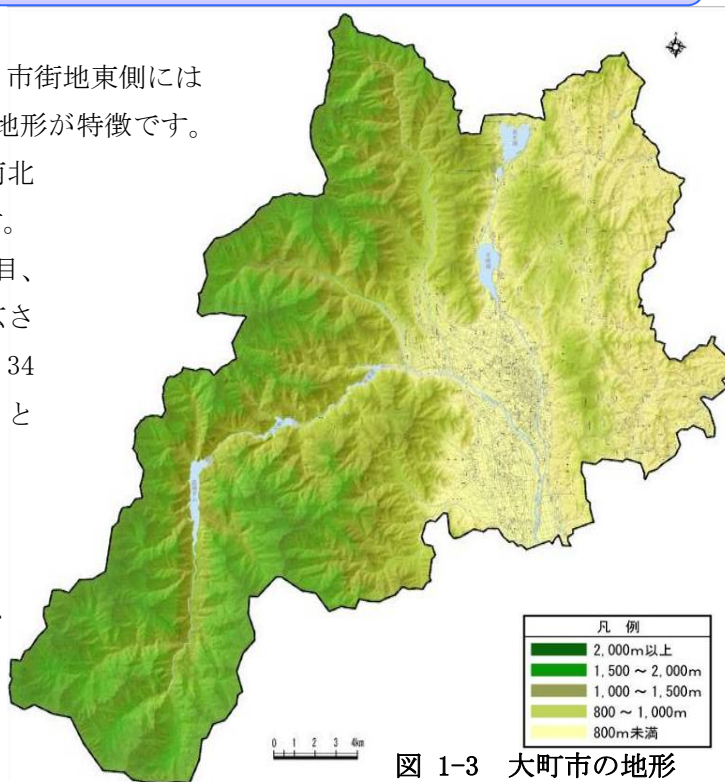


図 1-3 大町市の地形

※可住地面積：長野県統計より（総面積－林野面積－主要湖沼面積）

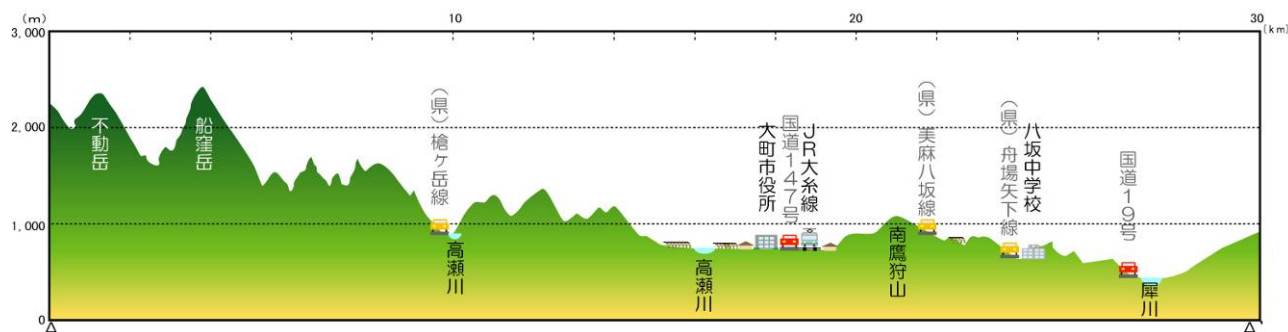
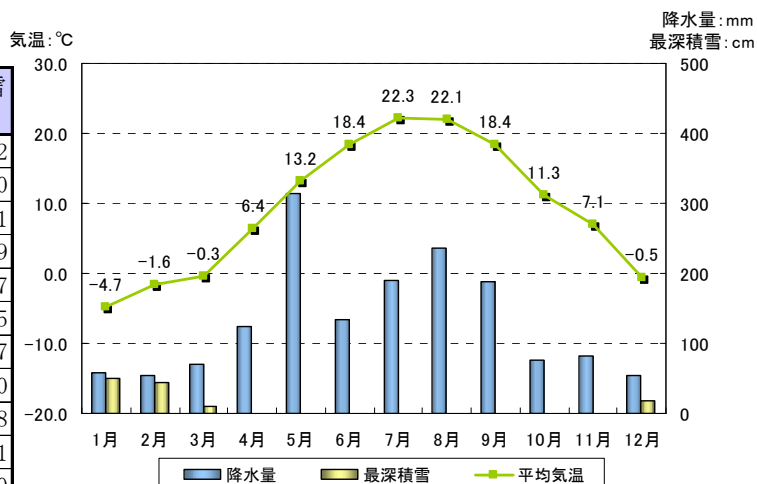


図 1-4 東西断面における起伏変化

表 1-1 気象概況

| 年次    | 気温(℃) |       | 降水量<br>(mm) | 最深積雪<br>(cm) |
|-------|-------|-------|-------------|--------------|
|       | 最高    | 最低    |             |              |
| 平成12年 | 33.8  | -14.0 | 1,345       | 52           |
| 平成13年 | 33.6  | -17.0 | 1,342       | 80           |
| 平成14年 | 35.0  | -15.1 | 1,418       | 101          |
| 平成15年 | 33.6  | -17.0 | 1,414       | 69           |
| 平成16年 | 33.1  | -14.6 | 1,744       | 67           |
| 平成17年 | 33.5  | -14.8 | 1,261       | 75           |
| 平成18年 | 33.7  | -15.9 | 1,604       | 87           |
| 平成19年 | 34.5  | -11.7 | 1,107       | 40           |
| 平成20年 | 33.4  | -15.6 | 1,209       | 58           |
| 平成21年 | 31.9  | -14.3 | 1,579       | 31           |
| 平成22年 | 33.9  | -15.7 | 1,696       | 60           |
| 平成23年 | 33.2  | -14.9 | 1,583       | 51           |

資料：気象統計情報（気象庁）



資料：気象統計情報（気象庁）平成 23 年

図 1-5 月別変化

## 4. 上位計画・関連計画

### (1) 「国土形成計画(全国計画)」

「国土形成計画」は、今後の時代の方向を形づくる取り組みの方向性を先導的に提示していくため、国土の利用、整備及び保全を推進に向けた計画として、平成 20 年 7 月に国土交通省が策定したものです。

そこでは、経済社会情勢と国土政策上の課題を踏まえ、新しい国土像実現のための戦略的目標や分野別施策の基本的方向性が示されています。

### (2) 「長野県総合 5 か年計画」

「長野県総合 5 か年計画～しあわせ信州創造プラン～」(平成 25 年 4 月)は、長野県を取り巻く状況を踏まえて、様々な変化や課題に的確に対応し、県の将来像をめざして確かな一歩を踏み出すための県政運営の基本として、基本目標を「確かな暮らしが営まれる美しい信州」に向け、長野県がその方向性や方策を示すものです。

ここに示される、大北地域の目指す方向とその方策(地域プロジェクト)は次のとおりです。

#### 【大北地域の目指す方向とその方策(地域プロジェクト)】

##### ◆地域の特性と資源を活かした産業の振興プロジェクト

- 地域農業を支える担い手の育成と農地集積の推進
- 特色ある水田農業の推進と北アルプス山麓ブランドや地域特産物の地域振興への活用
- 都市農村交流の推進と産業間連携による観光の振興
- 外国人旅行者の誘致促進と通年型広域観光への展開
- 北陸新幹線の金沢延伸を視野に入れた誘客の促進
- 計画的な間伐と広葉樹などを活用した森林資源の利用促進
- 野生鳥獣などによる被害対策の実施
- 企業の人材育成や経営支援と企業誘致の促進
- 自然エネルギーの導入推進

##### ◆地域住民の生活を守る保健医療・福祉の充実プロジェクト

- 安心して医療を受けることができる医療提供体制の整備
- 生涯を通じた生活習慣病予防対策の推進
- 住み慣れた地域で安心して暮らせるための高齢者福祉の充実
- 地域ぐるみで取り組む食育の推進

##### ◆地域の魅力と実力を磨く地域力の向上と教育の充実プロジェクト

- 住民協働による地域づくり活動の促進
- 地域防災力を高める大規模地震対策の推進
- 景観育成の推進
- 良好な水・大気など環境の保全と水資源保全対策の推進
- 移住・定住の促進
- 地域ぐるみによる学校支援と地域に貢献できる高校づくりの推進

##### ◆命を守り、暮らし、産業を支える社会基盤の整備プロジェクト

- 地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」の整備推進
- ハード・ソフト両面からの減災対策の推進
- 身近な道路の整備推進
- 地域公共交通の活性化の推進

### (3) 「大町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(区域マス)」

「大町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、長野県が広域的見地から関係市町村や住民の意向を反映しながら、概ね 20 年先を見据え、県土全体にわたる方向性を示す「長野県都市計画ビジョン」、大北圏域全体(大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村)のまちづくりの理念、将来像、土地利用方針、都市施設の基本的な方針を示す「圏域マスタープラン」(平成 15 年度策定)に沿い、長野県が大町都市計画区域における都市計画の方針を示したものです。

#### (4) 「大町市第4次総合計画」

「大町市第4次総合計画」は平成19年3月に策定され、基本理念を「市民参加と協働の市政による地域の再生」とし、市の将来の姿「美しく豊かな自然 文化の風薫る きらり輝くおおまち」を目指した取り組みを掲げています。

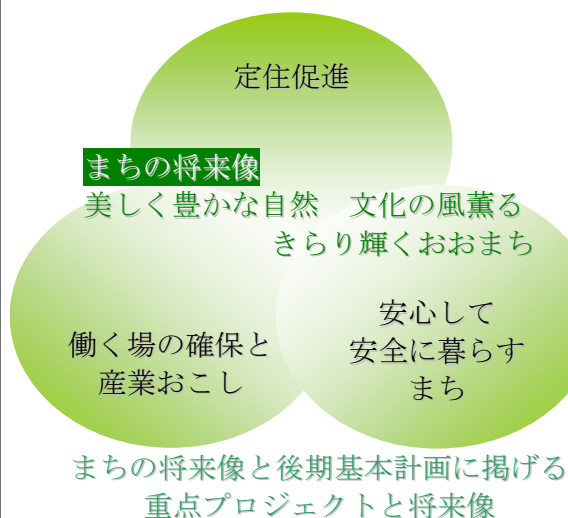
都市計画の分野においては、特に「快適な生活基盤のあるまち」で示された、以下の施策目標・施策展開に向けた取り組みが重要です。

【基本理念】 市民参加と協働の市政による地域の再生

【市のめざす姿】 美しく豊かな自然 文化の風薫る きらり輝くおおまち

#### 「快適な生活基盤のあるまち」における施策目標

| 施策目標                        |
|-----------------------------|
| ①均衡ある発展を目指した土地利用の推進         |
| ②地域の特性を生かした都市計画の推進          |
| ③高度情報化社会への対応                |
| ④コンパクトで、にぎわいのある中心市街地の形成     |
| ⑤暮らしを支える生活道路の整備             |
| ⑥利便性の高い広域交通の整備促進            |
| ⑦誰もが安心して暮らせる住宅・居住環境の整備      |
| ⑧上下水道の整備                    |
| ⑨下水道の整備と水洗化の推進              |
| ⑩適正な廃棄物処理対策の推進              |
| ⑪自然環境と調和した国営公園の整備促進         |
| ⑫潤いとゆとりのある公園・緑地・里山の整備と緑化の推進 |



#### (5) 「第3次大町市国土利用計画」

「第3次大町市国土利用計画」は、国土利用計画法第8条の規定により、大町市の区域における国土の利用に関する基本的な事項について定めた計画で、個別の土地利用計画法令に基づく諸計画を誘導することを通し計画内容の実現を図っていくものです。

また、大町市第4次総合計画の基本構想に定めた将来像「美しく豊かな自然 文化の風薫る きらり輝くおおまち」のもと、本市の特徴を生かし公共の福祉の優先や自然との共生に配慮し、健康で文化的な住みよい生活環境の確保と地域の均衡ある発展を図ることを基本理念とした本市の土地利用に関する指針となるものです。

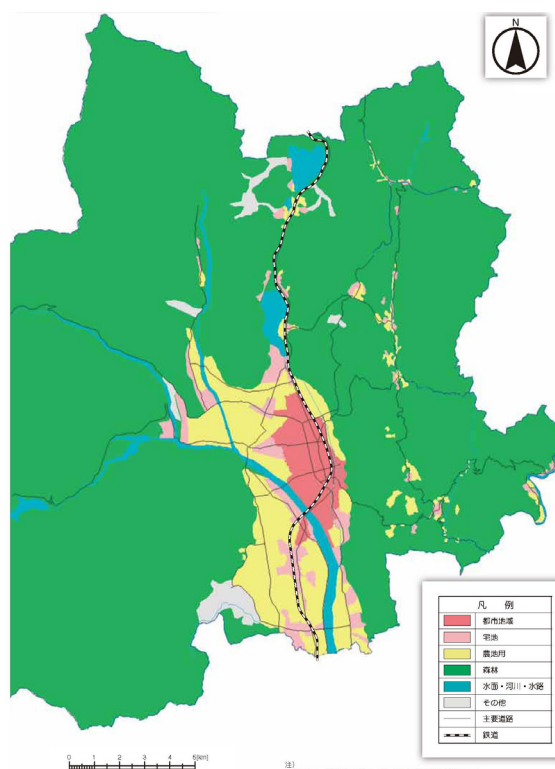


図 1-6 大町市土地利用構想図